

## 若手従事者製作費助成事業要項

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって厳しい状況が続く輪島漆器業界において、若手従事者に対して製品の製作費の助成や発表の機会を提供することにより、今後の事業継続や拡大を支援いたします。

### 2 概要

輪島市が、継続的な販売を視野に入れた漆塗り製品の提案を若手従事者から募集し、適切と認めた提案内容について、製品の製作を提案者に依頼します。

依頼に基づき製作した製品は輪島市に納品していただき、輪島市のふるさと納税 WEB サイトにて返礼品見本として紹介します。

発表予定場所 輪島市ふるさと納税 WEB サイト

<https://www.furusato-tax.jp/city/product/17204>

石川県輪島漆芸美術館 若手漆芸家チャレンジショップ

### 3 提案の募集期間

令和4年(2022年)5月10日(火)～12月28日(水)

### 4 提案ができる若手従事者の条件

以下の条件を全て満たすこと。

- ①輪島市在住であること。
- ②提案の募集期間内における年齢が50歳未満であること。
- ③輪島塗各工程に従事する技術者であること。

### 5 提案する製品の条件

以下の条件を全て満たすこと。

- ①受注継続を視野に入れた販売目的であり、追加発注に対応可能であること。
- ②提案者自身が製作したものであること。
- ③著作権等について第三者の権利を侵害していないこと。
- ④新規製作とすること。
- ⑤漆塗り製作に係る各種技術を用いたものであること。
- ⑥形態は飲食器、装身具、文具、室内装飾品など、特に問わない
- ⑦納品時に外箱や作歴などが付属し、即売可能な状態であること。
- ⑧1点(組)当たりの売値は、税込10万円以下を目安とすること。
- ⑨納期は令和5年(2023)3月末までとすること。
- ⑩顧客への製品送付に対応すること。

### 6 提案に必要な書類等

- ①製品提案書 ※1点につき1枚
- ②履歴書 ※申請者1人につき1枚
- ③提案者の技量を判断できる資料  
※提案者がこれまでに手掛けた製品の写真や完成品等

## 7 審査

輪島市が上記条件をふまえて提案内容を審査し、後日、提案者に結果を通知します。なお、審査内容については問い合わせいただいてもお答えいたしません。

## 8 業務委託

審査により適切と認めた提案について、輪島市が製品製作を依頼します。

業務名：輪島市ふるさと納税返礼品等見本品製作業務

## 9 製作費助成

製品製作の委託費として上限 15 万円を納品後に支払い（1 件当たり 1 回限り）

※委託金額は、製品の単価や点数によって算出

## 10 著作権や個人情報等の取り扱いについて

①提案した製品に係る著作権は全て提案者に帰属します。

②提案時に提出した履歴書に記載した個人情報、本事業の情報発信等において必要となる範囲で公開されることを、あらかじめご了承ください。

③納品された製品について、第三者から著作権等の権利侵害に関する訴えがあった場合は当事者間で解決するものとし、輪島市は一切責任を負いません。

また、その際は提案製品の条件を満たしていなかったと判断し、製品の紹介を中止するとともに、同価格別製品との交換を求めさせていただきます。

## 11 提案から納品に至るまでの流れ

①輪島市に提案

②提案内容を輪島市が審査し、審査結果を提案者に通知

③認められた提案内容に基づき輪島市が製品の製作を依頼（委託契約を締結）

④提案者は輪島市からの依頼に基づき製品を製作

⑤提案者が輪島市に製品を納品（納期：令和 5 年 3 月末）

⑥納品された製品を輪島市が検査

⑦輪島市から委託費を支払い ※必要に応じて 50%以内で前金払が可能

### 【問い合わせ】

輪島市産業部漆器商工課漆器振興戦略室

担当：細川、外

電話 0768-23-1144 FAX 0768-23-1856

E-mail [shoukou@city.wajima.lg.jp](mailto:shoukou@city.wajima.lg.jp)

## Q&A

Q1 加飾が専門で、木地や塗りは外注となる。自身が製作したと言えるか？

→A 専門外への外注や素地としての既存製品利用は可能。

Q2 製品のデザインだけを自分が行った。自身が製作したと言えるか？

→A デザインだけでは対象外。製作工程のいずれかを手掛けることが条件。

Q3 輪島塗の本堅地製法以外はダメなのか？

→A 本堅地以外の製法は可能。木地製品や木胎以外も可能。

Q4 過去に自分が製作した既存の製品ではダメなのか？

→A 既存製品との類似品は可能。

Q5 夫婦や同居兄弟は1人1件とみなすか？

→A 夫婦や同居兄弟の場合は合わせて1件で考える。誰か1人を代表として提案。

Q6 売値10万円以下は必須条件か？

→A 必須ではない。提案内容で判断。

Q7 上限15万円を超えたらどうする？

→A 超えた金額は提案者の自己負担。

Q8 提案後に提案作品を変更したくなった

→A すみやかに輪島市担当者に相談。

Q9 納期に間に合わない

→A すみやかに輪島市担当者に相談。

Q10 製品の製作費が無い

→A 確定した委託金額の50%以内で前金払が可能。